

アルテリオ非常用発電機充電器等更新工事 仕様書

1. 目 的

アルテリオ 地下1階に設置されている非常用発電機充電器が、耐用年数(10年)を13年経過していることから、停電時に確実に始動できる状態を確保すること及び故障リスクの低減を目的として、当該設備の更新(基板交換を含む)を行うものである。

2. 履行場所

アルテリオ 地下1階 (筑西市丙 372 番地)

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日(金)

4. 内 容

(1) 工事範囲

別添「交換部品内訳」参照

(2) 上記更新に伴う付帯作業

- ・既存機器の撤去及び適正処分、搬入据付、機器接続作業、配線工事、運搬、雑材・消耗品を含む一切の関連作業を行うこと。

(3) 試運転および調整

- ・更新後の試運転、動作確認及びシステム調整を実施すること。
また、試運転結果を提出すること。

5. その他適用仕様書等

本工事は、以下の仕様書等に基づき実施すること。

(1) 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)

(2) 電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省)

6. 作業時間

原則として平日 (休館日を除く) とし、事前に発注者と協議し、承諾を得たうえで実施すること。

7. 提出書類

受注者は、竣工検査時の提出書類等チェック表(建築・電気・機械・その他)に従い、必要とする書類を指定された期日までに提出すること。

8. 完了・検収

施工箇所について修繕を実施し、契約内容が全て終了し、市による竣工検査での合格をもって完了・引渡しとする。

9. その他

- (1)受注者は、事前に工程等について発注者と十分打合せを行い、承認を得たうえで、施設運営に支障のないよう円滑な実施に努めること。
- (2)受注者は、作業の実施に当たり、来場者など第三者に対する事故防止に努めるとともに、事故が発生した場合は一切の責任を負うものとする。また、速やかに発注者へ報告すること。
- (3)作業中に備品および設備等を破損した場合は、直ちに発注者へ報告し、適切な処置を行うこと。
- (4)工事に必要な工具および計測機器等の機材、消耗部材等は、原則として受注者の負担とする。
- (5)本工事により不要となった機器等は、適切に処分を行うこと。
- (6)本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。

[illegible]